和木町工事成績評定要領

（目的）

1. この要領は、和木町が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）

について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、請負業者の適正な選定及び指導育成並びに工事の品質向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第２条　評定の対象は、１件の契約金額が２００万円を超える請負工事とする。

（評定者）

第３条　工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和木町工事執行規則第２条第８号に規定する監督職員（以下「監督員」という。）及び当該工事を担当する課等の長（以下「検査員」という。）とする。

（評定の内容）

第４条　評定は、工事の施工状況、目的物の品質項目等について評価を行うものとする。

（評定の方法）

第５条　評定は、工事ごとに行い、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

２　評定は、別紙１「工事成績評定表」（以下「評定表」という。）により行う。

３　評定表の採点は、別表「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」によって行うものとする。

４　監督員は、工事完成後評定を行い検査員に提出するものとし、検査員は、この評定に自己の評定を加えて、評定点の合計を算出するものとする。

５　設定項目の「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関しては、請負業者は当該工事における実施状況（別記様式第３号）を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

（判定の基準）

第６条　成績評定に係る施工結果の判定基準は、次のとおりとする。

　　施工結果の評定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評定点 | 　　　　　判定基準 |
| ８０点以上 | 優秀 | 他の模範となる優秀な工事 |
| ７５点以上～８０点未満 | 良好 | 標準的工事のなかでも優秀なもの |
| ７０点以上～７５点未満 | 普通 | 標準的工事 |
| ６５点以上～７０点未満 | やや不良 | 今後改善すべき事項がある工事 |
| ６５点未満 | 不良 | 今後の指名等に影響がある工事 |

（評定結果の提出等）

第７条　検査員は、完成検査の評定を行ったときは、工事検査調書に評定点を記録すると共に、工事目的物引受伺に付し、遅滞なく町長に報告するものとする。また工事成績結果一覧表を作成し、毎年ごとに和木町入札参加指名審査会に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第８条　町長は、評定者から完成検査の評定結果の報告があったときは、遅滞なく別記第１号様式により、当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求）

第９条　前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む。）以内に、書面により、町長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第10条　町長は、前条の規定により説明を求められたときは、別記第２号様式により回答するものとする。

（評定の修正）

第11条　町長は、説明請求に対する回答をする場合において、評定結果を修正する必要があると認められる場合は、和木町入札参加指名審査会に意見を求めることができる。

２　町長は、評定の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を請負者に通知するものとする。

附　則

この要領は、平成２１年　４月　１日から施行する。